

大分市人権教育・啓発基本計画改定版 行動計画(案)

【1】各人権問題に対する取組		行動計画		
人権問題	基本方針	取組・事業	概要	課名
1 女性の人権問題	(1)男女共同参画社会に向けた意識づくり	①男女共生セミナーや講演会の開催	男女共同参画を様々な視点からとらえたセミナーや講演会を開催し、男女平等意識の醸成に向けた教育・学習機会の充実を図る。	生活安全・男女共同参画課
		②出前講座の開催	企業や団体が実施する男女共同参画に関する研修に講師を派遣し、参加者が男女平等意識を深められるよう支援する。	生活安全・男女共同参画課
		③まんがによる啓発冊子の作成、配付	市内の小学5年生を対象に、男女共同参画の理解を深める啓発まんがを作成・配付し、互いを尊重する意識を育むことで、男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成を図る。	生活安全・男女共同参画課
		④情報誌やSNS等での情報発信	情報誌やSNSなどを通じて、センターの活動や講座・セミナー、相談事業などの各種取り組みを広く発信する。	生活安全・男女共同参画課
		⑤街頭啓発	毎年6月23日から29日までの1週間は「男女共同参画週間」の期間であり、この期間に合わせて、街頭での啓発活動を実施する。	生活安全・男女共同参画課
	(2)あらゆる分野における男女の活躍	①男女共生セミナーの開催	女性の自立や男性の家事・育児の参加、介護や地域活動等における固定的性別役割分担の解消等を図るため、セミナーを開催する。	生活安全・男女共同参画課
		②イベント等での啓発の実施	人権フェスティバルなどの各種イベントにおいて、男女共同参画に関する啓発活動を行い、参加者が性別に関わらず互いを尊重する意識を深め、男女共同参画社会の実現に向けた意識醸成を図る。	生活安全・男女共同参画課
		③審議会委員等への女性委員登用の促進	各種審議会委員等における女性委員の登用状況の調査を実施するとともに、女性登用率が低い審議会等に対して登用の促進に向けた働きかけを行うことにより、あらゆる分野における男女共同参画の推進を図る。	生活安全・男女共同参画課
		④街頭啓発	毎年6月23日から29日までの1週間は「男女共同参画週間」の期間であり、この期間に合わせて、街頭での啓発活動を実施する。	生活安全・男女共同参画課

【1】各人権問題に対する取組		行動計画		
人権問題	基本方針	取組・事業	概要	課名
	(3)男女が安心できる生活の確保	①男女共生セミナーの開催	身体的な性差を理解しながら、自分も相手も大切にする心を育て、心身の健康や安全を守る力を身につけるための性教育セミナーを開催する。	生活安全・男女共同参画課
		②相談事業の実施	女性・男性を対象に、仕事、家庭、子育てなど、さまざまな生活上の悩みや困りごとについての相談を実施する。	生活安全・男女共同参画課
		③街頭啓発	毎年11月12日から25日までの2週間は「女性に対する暴力をなくす運動」の期間であり、この期間に合わせて、街頭啓発を実施する。	生活安全・男女共同参画課
	(4)配偶者等からの暴力の根絶	①相談事業の実施	相談窓口の周知と啓発を実施する。	生活安全・男女共同参画課
		②男女共生セミナーの開催	DVや女性に対する暴力の現状を正しく理解し、被害を防ぐ方法や支援の活用方法を学ぶセミナーを実施する。	生活安全・男女共同参画課
		③街頭啓発	毎年11月12日から25日までの2週間は「女性に対する暴力をなくす運動」の期間であり、この期間に合わせて、街頭での啓発活動を実施する。	生活安全・男女共同参画課
2 こどもの人権問題	(1)子育て支援の推進	①子育てに関するイベントへの後援	育児相談や健康相談をはじめ、よりよい子育て環境を実現していくことをテーマとした民間のイベントへの後援を行う。	子育て支援課
		②児童虐待防止に関する相談体制の充実	研修会等への参加等により子育て相談・支援や児童虐待対応・防止等に関わる職員のスキルアップを図り、相談体制の更なる充実に努める。	子育て支援課
		③児童虐待防止の啓発	児童虐待防止推進月間に合わせ、①「子育て支援・児童虐待防止啓発講演会」の開催、②11月1日号の市報への児童虐待防止に関する特集記事の掲載、③児童虐待防止に係る標語の入った横断幕の掲示を行い、児童虐待防止への啓発及び支援活動の充実に図る。	子育て支援課
		④児童虐待防止の意識の向上	子ども虐待の早期発見と長期的支援のために、中学校区単位の地域ネットワーク会議を計画的に開催し、地域の関係機関との連携を図るなか、子どもの虐待防止についての意識の向上に努める。	子育て支援課

【1】各人権問題に対する取組		行動計画		
人権問題	基本方針	取組・事業	概要	課名
		⑤子ども家庭支援センターの周知	子ども家庭支援センターの紹介カードを作成、配布し、相談窓口の周知を図る。	子育て支援課
		⑥子育てファミリー・サポート・センター事業	子育て中の家庭を支援するために、援助を依頼する人と援助を提供する人が会員となって、子どもの世話を一時的に有料で援助しあう組織「子育てファミリー・サポート・センター」の運営により、子育て支援を行う。また、援助会員新規登録者の講習で児童虐待防止や子どもの人権にふれ、啓発を行う。	子育て支援課
		⑦こどもルームでの人権啓発	「児童虐待防止推進月間」(11月)、「人権週間」(12月)に併せて、人とのふれあいや親子の絆を深めるなど、「やさしさ」や「思いやり」を育む内容の絵本展示コーナーを、こどもルーム内に設置する。また、イベントや活動、地域サロンへの支援等の際に、関連絵本の読み聞かせをしたり、ふれあい遊びを取り入れることで、人権啓発を行う。	子育て支援課
		⑧こどもルーム職員研修	こどもや保護者の人権についての理解を深め、誰もが安心して利用できる支援ができるよう、育児支援に関する研修や、講師を招き人権教育研修を実施する。	子育て支援課
		⑨保育所等職員研修の実施	保育の質を向上させ、継続した人材の育成を目指すため、こどもの人権問題をはじめとする人権問題研修を実施する。	保育・幼児教育課
		⑩保育所別職員研修	人権教育・保育研修推進委員会を中心に各保育所・認定こども園別に研修を行う。	保育・幼児教育課
		⑪市立保育所人権研修会	小野鶴こばと保育所において、講師を招き、保育所職員と保護者を対象に研修を行い、意見交換会をする。	保育・幼児教育課
		⑫人権教育・保育をテーマにした園内研修	人権教育・保育など様々なテーマで、年間計画を立て、研修を実施する。	保育・幼児教育課
		⑬日常保育における人権教育	児童が集団生活を通して、一人ひとりの違いを認め、思いやりの心を日常保育ではぐくむ。	保育・幼児教育課

【1】各人権問題に対する取組		行動計画		
人権問題	基本方針	取組・事業	概要	課名
	(2)こどもの人権を尊重する教育活動	①学校、家庭、地域が連携・協働した人権意識を高める取組	道徳科等の授業公開や学校の広報紙等を通じた情報発信により、保護者や地域の人々と連携した児童生徒の人権意識の向上を図る。	学校教育課
		②自然体験や社会体験など豊かな体験活動の実施	各学校の実情に応じたボランティア活動や福祉体験活動の実施により、奉仕や勤労の精神、福祉の心等の育成を図る。	学校教育課
	(3)教職員研修の充実	①教職員研修の充実	教職員の人権に関する知的理解の深化や人権感覚の醸成に加え、情報モラル教育に関する研修を推進し、こどもの人権意識を高めるために授業実践の工夫改善を推進し、教職員の資質と指導力の向上を図る。	人権教育推進課 学校教育課 教育センター
	(4)こどもの人権意識を高める教育活動	①こどもの人権感覚の育成を目指した講演会等の実施	地域人材を含む外部講師等の活用による人権学習や講演会を開催する。	人権教育推進課
		②人権問題に関する知的理解を深める学習資料の作成	多様性を認め合い、自他の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を培うための学習資料の充実を図る。	人権教育推進課
	(5)相談・支援等による環境づくりの充実	①いじめの問題に対する認識を深める	「大分市いじめ防止基本方針」及び「大分市いじめ問題対応マニュアル」に基づき、校内いじめ防止対策委員会を中核として、実効的・組織的にいじめの防止、早期発見・対処に向けた取組の一層の充実を図る。	児童生徒支援課
		②いじめ・不登校、虐待に関する問題への教育相談体制の充実	問題の早期発見・早期対応を図るため、ホームページや学校連絡システム「すぐーる」等による相談窓口の周知を行う。また、こどもや家庭への継続的な支援、相談者に寄り添ったきめ細かな支援を行う。	教育センター
		③不登校対策への取組	「OITA COCOLO PLAN」の取組に基づき、未然防止や初期対応に努めるとともに、多様な学びの場や居場所の確保を行うなど、児童生徒の社会的自立に向けた、誰一人取り残されない支援の充実を図る。	児童生徒支援課

【1】各人権問題に対する取組		行動計画		
人権問題	基本方針	取組・事業	概要	課名
3 高齢者の人権問題	(1) 尊厳ある暮らしを続けるための支援	①認知症サポーター養成講座	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成する講座を、地域・職域・学校等で開催し、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを推進する。	長寿福祉課
		②成年後見制度利用促進事業	判断能力が十分でない高齢者等の権利を守るため、成年後見制度の周知・啓発を行うとともに、市長申立てや後見人等への報酬助成等を実施し、制度利用の促進を図る。	長寿福祉課
	(2) 安心な暮らしを支える環境づくり	①地域お互いさま活動支援事業	支援を必要とする高齢者等が、地域とのつながりを維持しながら、自立した暮らしが継続できるように、生活支援等を行う地域住民等のボランティア団体を支援する。	長寿福祉課
		②高齢者ファミリーサポートセンター事業	在宅で簡単な家事・話し相手などを、援助を受けたい人と援助を行いたい人がそれぞれ会員となって、会員同士で助け合うことで高齢者の地域生活とその家族を支援する。	長寿福祉課
		③パワーアップ教室	理学療法士・作業療法士や管理栄養士、歯科衛生士等の専門職が、運動機能・口腔機能の向上、栄養改善などを目的に、3カ月間集中的に訪問・通所サービスを行う。	長寿福祉課
		④地域ふれあいサロン	地域の公民館や集会所において、高齢者が集い交流することで、仲間づくり、介護予防を目的とした活動を行う。	長寿福祉課
		⑤健康づくり運動教室・指導者	市民の健康づくりの自主組織である「大分市健康づくり運動指導者協議会」と連携して、「市民健康づくり運動指導者」を養成し、地域に根差した主体的な「健康づくり運動教室」が多くの地域で開催できるよう支援する。	長寿福祉課
	(3) 相談体制の充実	①地域包括支援センター	保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員がその専門知識や技能を互いに活かし、公正・中立的な立場で、高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう、介護・福祉・保健・医療など様々な面から支援する。	長寿福祉課

【1】各人権問題に対する取組		行動計画		
人権問題	基本方針	取組・事業	概要	課名
		②大分市成年後見センター	知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人が、自身の権利や財産を守り、自分らしく安心して暮らせるよう成年後見制度に関する相談及び利用支援を行う。	長寿福祉課
4 障がい者の人権問題	(1)障がいに対する理解の促進及び障がい者差別解消の推進	①青少年手話教室の開催	将来の大分市を担う子どもたちに、手話を通じて若いうちから障がいについて理解を深めてもらい、他者の立場に立って物事を考える心構えと福祉への思いやりを身につけてもらうことを目的に、小中学生を対象とした手話教室を開催する。	障害福祉課
		②「合理的配慮の提供」のパンフレット配布	「輪い笑いフェスタ！大分市福祉のつどい」をはじめ、各種行事やイベントなど、あらゆる機会を通じて啓発活動を行う。	障害福祉課
	(2)障がい者虐待防止体制の充実	①「障がい者虐待防止」パンフレットの配布	各種行事やイベントを通じて継続的に啓発活動を展開し、幅広い層への周知と理解促進、具体的な行動や参加の促進につなげる。	障害福祉課
		②虐待防止のため事業所訪問	新規開設の障害福祉サービス事業所を中心に訪問し、虐待の防止、早期発見に努めるよう啓発する。	障害福祉課
	(3)成年後見制度の利用促進・普及啓発	①成年後見制度利用促進の普及啓発	大分市成年後見センターを通じて、地域の校区社協や民生委員・児童委員にパンフレットを配布するとともに、パネル展や講演会で成年後見制度の普及啓発を図る。	障害福祉課
	(4)発達障がい児(者)に対する相談・支援体制の充実	①大分市障がい児巡回教育相談	市内10カ所の公民館等において、障がいのある就学前のこどもの保護者、関係者等を対象に、障がいの状態及び発達の段階、特性等に応じた支援の在り方を踏まえた、就学に係る手続き等についての適切な助言を行う。	教育センター
		②特別展示の開催	人権啓発センター(ヒューレおおいた)にて、発達障がいの理解促進のため、アート作品の特別展示を行う。(Light It Up Blue@「100年の樹」)	人権尊重推進課
5 部落差別(同和問題)	(1)教育・啓発の推進	①暮らしの中の人権講座の開催	旭町文化センター主催の教養文化講座の受講生を対象とした、暮らしの中の人権講座において、部落差別(同和問題)の講座を開催。	人権尊重推進課

【1】各人権問題に対する取組		行動計画		
人権問題	基本方針	取組・事業	概要	課名
		②旭町文化センターだより「あさひ」の発行	旭町文化センターの事業内容等を紹介するため、年2回、旭町文化センターだより「あさひ」を発行する。	人権尊重推進課
		③旭町文化センター主催教室の開催	生活・文化の向上と住民相互の交流を図るため、料理教室等の12講座を実施する。	人権尊重推進課
		④ヒューレおおいた にんげんセミナーの開催	企業・団体等における人権教育のリーダーを養成する講座において、部落差別（同和問題）の講座を開催。	人権尊重推進課
		⑤人権啓発パネルの特別展示の開催	部落差別（同和問題）をテーマとした人権啓発パネルの特別展示を行う。（「江口いと」人権の詩 パネル展）	人権尊重推進課
		⑥本人通知制度の推進	市民に本人通知制度の周知を図るため、啓発チラシに制度の紹介を掲載したり、講演会の際にチラシを配布するとともに、登録を呼びかける。	市民課
	(2)相談体制の充実	①人権相談の実施	部落差別（同和問題）に係る相談を受け、必要な支援を行うとともに、必要に応じて関係機関とも連携を図る。	人権尊重推進課
		②無料人権なんでも相談所の開催	大分人権擁護委員協議会と連携し、毎月第1水曜日に人権啓発センター（ヒューレおおいた）にて、人権擁護委員による人権相談を実施。	人権尊重推進課
		③生活相談業務の充実	旭町文化センターで生活相談等各種相談業務を実施し、地域住民の相談に対して、適切な助言を行う。	人権尊重推進課
		④人権なんでも相談所の開設	大分人権擁護委員協議会・法務局と連携し、5月～2月にかけて、毎月、市内各施設で人権なんでも相談所を開設し、市民の相談を受け付ける。	人権尊重推進課
6 外国人の人権問題	(1)外国人市民が安心して暮らせる環境づくりの推進	①庁内多言語化推進事業	窓口業務等において言語サポートを必要とする際に、職員による通訳対応のほか多言語映像通訳サービス等を活用する。	国際課

【1】各人権問題に対する取組		行動計画		
人権問題	基本方針	取組・事業	概要	課名
		②多言語での情報発信	生活情報や国際交流に関する情報、国際関係団体が実施する事業等について、やさしい日本語などにより、大分市公式ホームページや大分市国際課公式SNS(Facebook、Instagram)を通じて発信する。	国際課
		③おおいた多文化共生ともだちプロジェクト	日本人市民と外国人市民が交流できる場を創出するとともに、外国人市民の日本語学習支援や、日々の困りごと等について適切な窓口や支援先につなぐことができる人材を養成する。	国際課
	(2) 多文化共生への理解促進	①おおいた国際協力啓発月間	10月を「おおいた国際協力啓発月間」と定め、パネル展示や「おおいたワールドフェスタ」を実施し、国際協力や多文化共生について広く啓発する。	国際課
		②子どもの異文化理解促進	未就学児から中学生までを対象に、様々な文化・価値観・習慣を持つ人々との交流機会を提供し、異文化への理解と関心を深める。	国際課
		③国際理解・異文化理解に関する講座等の実施	国際理解・異文化理解を推進するため、国際理解推進講座の実施や「まちづくり出張教室」への講師派遣を行う。	国際課
		④おおいた多文化共生ともだちプロジェクト(再掲)	日本人市民と外国人市民が交流できる場を創出するとともに、外国人市民の日本語学習支援や、日々の困りごと等について適切な窓口や支援先につなぐことができる人材を養成する。	国際課
	7 感染症等をめぐる人権問題	①エイズに関する啓発	・世界エイズデーキャンペーンに関するポスター、チラシを配布する。 ・世界エイズデーにあわせ、中高生が作成したエイズに関するポスターやレッドリボンを公共施設に展示する。 ・人権フェスティバルでパネル展示、啓発チラシ・グッズの配布を行う。	保健予防課
		②健康教育の実施	・高校一年生を対象にエイズやその他の性感染症に関するパンフレットを配布し、正しい知識の周知を行う。 ・社会福祉施設向けに感染症予防対策研修会を実施し、感染症の正しい知識の普及啓発を行う。	保健予防課

【1】各人権問題に対する取組		行動計画		
人権問題	基本方針	取組・事業	概要	課名
		③ハンセン病に関する啓発	市ホームページにてハンセン病に関する正しい知識の普及と差別偏見の解消の啓発を行う。また、おおいた人権フェスティバル開催時にパネルの展示を行う。	保健予防課
		④特別展示の開催	人権啓発センター(ヒューレおおいた)にて、ハンセン病問題をテーマとしたパネルの特別展示を行う。	人権尊重推進課
8 性的マイノリティの人々の人権問題	(1)性の多様性への理解促進	①性的マイノリティの人権尊重セミナーの開催	性的マイノリティに関する理解を深め、多様性を認め合う社会づくりを推進する。	生活安全・男女共同参画課
		②イベント等での啓発の実施	たびねす主催のイベント等で、「おおいたパートナーシップ宣誓制度」についての啓発するとともに、勤労者・事業主向け広報紙「ワークLIFEおおいた」で周知・啓発を行う。	生活安全・男女共同参画課
		③教職員への啓発	多様な性のあり方に関する理解の促進と適切な対応が図られるよう、教職員に対して性的マイノリティに関する啓発資料を提供する。	生活安全・男女共同参画課

【2】課題横断的な人権問題に対する取組		行動計画		
人権問題	基本方針	取組・事業	概要	課名
インターネット上の人権侵害	(1) 情報モラル及び情報リテラシー向上のための教育・啓発	① 児童生徒・保護者・教職員を対象とした研修会等の実施	各学校において、専門機関との連携のもと、講師による教職員向けの研修会や児童生徒・保護者向けの「ネット安全教室」等を開催し、情報モラルの育成を図る。	児童生徒支援課 教育センター
		② ヒューレおおいた「にんげんセミナー」の開催	企業・団体等における人権教育のリーダーを養成する講座において、インターネット上の人権侵害の講座を開催。	人権尊重推進課
	(2) 人権侵害等への対応	① モニタリングの実施	毎月、各人権問題に対応する関係課がインターネット上の電子掲示板やSNS等のモニタリングを実施し、人権侵害情報を発見した場合は、人権尊重推進課にてプロバイダや関係機関に対し削除依頼を行う。	人権尊重推進課
		② 市ホームページ、チラシによる人権侵害情報の削除要請等の方法及び相談・通報・支援窓口の周知	情報流通プラットフォーム対処法に基づくSNS運営事業者への人権侵害情報の削除要請等の方法や、相談・通報・支援窓口を示したチラシを作成し、市ホームページに掲載するとともに、講演会等の参加者に配布し、周知する。	人権尊重推進課